

# 指定後 30 年経過した生産緑地の買取り申出に必要な書類

指定から 30 年が経過した生産緑地の買取り申出の際は、下記の書類を用意の上、都市計画課へ提出してください。(⑤⑥⑧は発行 3 ヶ月以内のもの)

①	生産緑地買取申出書 (市公式サイトからダウンロード可)	所有者が申出をする者となり、記名・押印（実印）します。 ※所有者が複数の場合、申出者は所有者全員となります。この場合は、代表者を「申出をする者」欄内に記入し、その他の権利者は③「生産緑地買取申出に関する同意書」に記入してください。
②	買取り申出生産緑地の明細 (市公式サイトからダウンロード可)	所有者が同一の生産緑地については①の用紙にまとめて記入できます。
③	生産緑地買取申出に関する同意書 (市公式サイトからダウンロード可)	※所有者が複数いる場合や抵当権等の権利がある場合に添付してください。
④	案内図	住宅地図等の写し。(場所がわかるように表示してください。)
⑤	公図の写し	※法務局で取得したもの（インターネット取得は不可）。 買取り申出をする農地等の区域が分かるように表示してください。 同一箇所のうち、生産緑地として残す土地がある場合は、その土地の登記簿謄本も必要です。
⑥	不動産登記簿謄本 (全部事項証明書)	※法務局で取得したもの（インターネット取得は不可）。 同一箇所のうち、生産緑地として残す土地がある場合は、その土地の登記簿謄本も必要です。
⑦	地積測量図	※土地の一部について買取り申出を行う場合に添付してください。
⑧	印鑑登録証明書	権利者全員のもの
⑨	抵当権等消滅同意書 (市公式サイトからダウンロード可)	抵当権等の権利が設定されている場合に添付。
⑩	委任状	代理人による提出の場合必要です。(様式任意)